

JIS

造船用語 — 電気

JIS F 0031 :1998

(2003 確認)

平成 10 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、運輸大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS F 0031 : 1989は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、国際規格との整合を図るために、対応国際規格を翻訳し、その内容を変更することなく採用し、規定内容の一部を改正した。

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和 48.8.1 改正：平成 10.4.20

官 報 公 示：平成 10.5.6

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 齋藤 隆一郎）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（☎100-0013 東京都千代田区霞が関 2丁目 1-3）又は工業技術院標準部材料機械規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1丁目 3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

造船用語 — 電気

F 0031 : 1998

Shipbuilding—Glossary of Terms—Electric

序文 この規格は、1973年に第1版として発行されたISO 1069, Magnetic compasses and binnacles for sea navigation—Vocabularyを元に、対応する用語及びその定義については対応国際規格を翻訳し、一部の用語の定義(基準コンパス及び操だコンパス)以外は、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない用語及びその定義を日本工業規格として追加した。

1. 適用範囲 この規格は、造船用語のうち、電気関係の用語(以下、用語という。)について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS C 3410 船用電線

JIS F 0036 造船用語—航海機器—レーダ

ISO 1069 Magnetic compasses and binnacles for sea navigation—Vocabulary

IEC 92 Electrical installations in ships

備考 この規格の参考規格を、次に示す。

JCS 第390号 耐延焼性船用電線

3. 分類 用語の分類は、次のとおりとする。

- a) 一般共通
- b) 配電
- c) 電線
- d) 電力機器
- e) 照明器具, 船灯, 信号灯など
- f) 通信機, 計測器など
- g) 航海計器
- h) 無線装置

4. 定義 用語の定義は、次のとおりとする。

なお、参考のために対応英語及び慣用語を示す。

備考 用語標記の中の()内の語は、疑問を生じない場合は省略してもよい。